

官報号外

平成三十年十一月二十二日

○第一百九十七回 衆議院會議錄 第八号

平成三十年十一月二十二日(木曜日)

議事日程 第五号

平成三十年十一月二十二日

午後一時開議

第一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出)

第二 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出)

第四 食品表示法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 原子力損害の賠償に関する法律案(内閣提出)

第六 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第七 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(内閣提出)

第八 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第十 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。三百七十四番、九州選舉区選出議員、宮崎政久君。

〔宮崎政久君起立、拍手〕

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。三百七十四番、九州選舉区選出議員、宮崎政久君。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
〔本号末尾に掲載〕

本協定は、平成三十年五月九日に東京において署名されたもので、相手国に一時的に派遣された被用者についての年金保険料の二重負担を解消するため、日中両国の年金制度に関する法令の適用を調整するものであります。

その主な内容は、

被用者について、原則として、就労が行われる國の法令のみを適用すること、被用者が、相手国に派遣され一時に就労する場合には、その派遣の最初の五年間は、自國の法令のみを適用すること

本件は、去る十一月十四日に外務委員会に付託され、同日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨二十一日に質疑を行い、引き続き採決を行った結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案
律案（内閣提出）
○議長（大島理森君） 日程第三、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。本件は、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔谷公一君登壇〕 〔本号末尾に掲載〕	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案及び同報告書
〔谷公一君登壇〕 〔本号末尾に掲載〕	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案に付きまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔本号末尾に掲載〕

〔土屋品子君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第四 食品表示法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第四、食品表示法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長土屋品子君。

食品表示法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第五 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第五、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第六 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第六、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第七 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第七、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第八 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第八、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第九 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第九、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

日程第十 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君） 日程第十、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長龜岡偉民君。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

たしました。昨二十一日採決を行った結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

たしました。昨二十一日採決を行った結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

官報 (号外)

について所要の措置を講じるものであり、その主な内容は、

第一に、原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ原子力事業者に対して、損害賠償の実施のための方針の作成及び公表を義務づけること、

第二に、和解等に基づく本賠償開始前の被害者の賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設すること、

第三に、原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続について、時効の懸念によってその利用がちゅうちょされることのないよう、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中斷に係る特例を措置すること、

第四に、原子力損害賠償補償契約の新規締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限を十年間延長すること

であります。

本案は、去る十一月十六日本委員会に付託され、同日柴山文部科学大臣から提案理由の説明を聽取し、二十日には参考人から意見を聴取いたしました。

翌二十一日、立憲民主党・市民クラブ及び国民党・無所属クラブから、それぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び両修正案について質疑を行いました。同日、質疑を終局し、原案及び両修正案について討論、採決を行った結果、両修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

については、同月二十一日とするものであります。第二に、衆議院議員又は参議院議員の補欠選舉等のうち、公職選挙法の規定により選挙を行うべき期日が平成三十一年四月二十八日となるものの期日を、同月二十一日とするものであります。

本案は、去る十一月十九日本委員会に付託され、同日石田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十一日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区に

おける欠員による繰上補充による当選人について

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例

代表選出議員選挙九州選挙区における欠員によ

る繰上補充による当選人について、別紙のとおり

総務大臣から報告があつたので、公職選挙法

第一百八条第二項の規定により報告する。

○議長の報告
(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

國の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十九年度國の債権の現在額總報告書

年度物品増減及び現在額總報告

一、今二十二日、安倍内閣總理大臣から大島議長宛て、次の報告書を受領した。

内閣總第五〇号

平成三十年十一月二十二日

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(別紙)

選 挙 期 日 平成二十九年十

月二十二日

当 選 人 決 定 年 月 日 平成三十年十一

月二十一日

当 選 告 示 年 月 日 平成三十年十一

月二十二日

当 選 証 書 付 与 年 月 日 平成三十年十一

月二十二日

當 住 選 人 哀 真敏君

石田 真敏君

外務大臣 河野 太郎君

河野 太郎君

文部科学大臣 柴山 昌彦君

柴山 昌彦君

農林水産大臣 吉川 貴盛君

吉川 貴盛君

國務大臣 宮腰 光寛君

宮腰 光寛君

出席国務大臣

所 在 地

沖縄県浦添市宮崎政久

城一丁目一九番

びあドミール

一一〇三号

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案 地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙等の期

(当選証書対照)
一、今二十二日、繰上補充により当選した次の議員に対し、当選証書の対照を終わった。

九州選挙区選出議員 宮崎 政久君
(応召議員)

一、今二十二日、召集に応じた議員は次のとおりである。
比例代表選出

九州

宮崎 政久君

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、経済産業委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小林 鷺之君 (理事吉川貴盛君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 國場 幸之助君 (理事辻清人君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 西村 明宏君 (理事城内実君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 梶山 弘志君 (理事平将明君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 穴見 陽一君 (理事富樫博之君去る十月一日理事辞任につきその補欠)

理事 斎木 武志君 (理事事浅野哲君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 梶山 弘志君 (理事平将明君去る十月二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 穴見 陽一君 (理事富樫博之君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員 辞任 穴見 陽一君
補欠 鈴木 隼人君
丸山 稔高君
安藤 高夫君
三ツ林裕巳君
杉本 和巳君
丸山 稔高君
穴見 陽一君

三ツ林裕巳君
安藤 高夫君
和巳君
隼人君
高夫君
和巳君
陽一君

文部科学委員

船田 元君

宮内 秀樹君

川内 博史君

牧 義夫君

繁本 譲君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

穂坂 泰君

繁本 譲君

道下 大樹君

高橋 千鶴子君

山岡 達丸君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

高橋 千鶴子君

山岡 達丸君

池田 佳隆君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

鳥山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

星野 剛士君

内閣委員

池田 佳隆君

森田 俊和君

山岡 達丸君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

厚生労働委員

大岡 敏孝君

木村 哲也君

小林 鷺之君

田村 憲久君

山田 慶久君

谷川 とむ君

三ツ林裕巳君

山田 美樹君

尾辻かな子君

岡本 充功君

熊田 美樹君

岡本 充功君

文部科学委員

中川 正春君

煙野 君枝君

安藤 高夫君

高村 正大君

金子 恵美君

穂坂 泰君

下村 博文君

宮川 典子君

中川 正春君

煙野 君枝君

安藤 高夫君

高村 正大君

金子 恵美君

穂坂 泰君

下村 博文君

宮川 典子君

中川 正春君

煙野 君枝君

安藤 高夫君

高村 正大君

金子 恵美君

穂坂 泰君

下村 博文君

宮川 典子君

中川 正春君

煙野 君枝君

安藤 高夫君

高村 正大君

金子 恵美君

穂坂 泰君

議長の報告

内閣委員

池田 佳隆君

森田 俊和君

山岡 達丸君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

農林水産委員

船田 元君

宮内 秀樹君

川内 博史君

牧 義夫君

繁本 譲君

星野 剛士君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

道下 大樹君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

文部科学委員

船田 元君

宮内 秀樹君

川内 博史君

牧 義夫君

繁本 譲君

星野 剛士君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

道下 大樹君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

白石 洋一君

高橋 千鶴子君

鳩山 英弘君

三谷 道下

穂坂 泰君

繁本 譲君

道下 大樹君

高橋 千鶴子君

山岡 達丸君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

逢坂 誠二君

池田 佳隆君

細田 健一君

官 報 (号 外)

かは、賃金の支払いにも反映されるために、労働者にとつても切実な問題である。事業所の集合場所から就業場所への移動時間を労働時間とみなしていることを確認するために、東京電力、または福島第一原発所内の業務を請け負う元請け会社や下請け会社、またはその労働者に対するアンケート調査等を厚生労働省として行うべきではないか。行わない場合はその理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第四〇号
平成三十年十一月二十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員阿部知子君提出福島第一原発で働く労働者の原発所内までの移動時間を業務とみなすことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員阿部知子君提出福島第一原発で働く労働者の原発所内までの移動時間を業務とみなすことにに関する質問に対する答弁

一、三及び四について

御指摘の「注意喚起」、「集合場所から就業場所への移動時間は業務にあたる労働時間である」及び「集合場所から就業場所への移動時間を労働時間とみなしていることを確認する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、

「労働時間の適正な把握のためには使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成二十九年一月二十日付け基発〇一二〇第三号厚生労働省労働基準局長通知)の別添「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(以下「労働時間適正把握ガイドライン」という)において「労働時間とは、

増大している中、この医療保険制度を持続可能な

使用者の指揮命令下に置かれている時間のことを行ふことを示しているところである。労働時間が業務に従事する時間は労働時間に当たることを示しておる。

労働時間適正把握ガイドラインについては、

あらゆる機会を通じて幅広く周知を図ることと

しており、労働相談、集団指導等における周

知、厚生労働省ホームページへの掲載、パンフ

レットの作成及び配布、使用者団体等への傘下

企業等への周知について要請等を行うとともに

監督指導時においても、労働時間適正把握

ガイドラインに基づく適正な労働時間の把握が

行われていないと認められる場合には、事業場

に対しても労働時間適正把握ガイドラインについ

ての指導等を実施している。

なお、「事業所の集合場所から就業場所への

移動時間の賃金の支払い・・・に関連する事

案」の件数に關するお尋ねについては、お尋ね

のようない形での集計は行っておらず、お答えす

ることは困難である。

二について

お尋ねの「福島第一原発所内で労働することの特殊性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二、高齢者医療費の拠出金の負担が加入者の医療費等法定給付費を上回る健康保険組合が増えており、この負担が直接の原因となつて解散を余儀なくされる健康保険組合がある。健康保険組合が解散して被用者の医療保険が「協会けんぽ」に移つてしまふと、国庫負担額がその分増えてしまふだけでなく、健康保険組合の保険者機能が失われてしまう。このような事態を防ぎ医療保険制度を財源の面から持続可能にするため、少なくとも、加入者の医療費等の法定給付費を超える高齢者医療費の拠出金を負担している健康保険組合については、その超過部分(拠出金割合が五十パーセントを超える部分)について国庫で負担する仕組みを新たに設け、各健康保険組合の持続可能性を高めるようにすべきと考

えられるが、見解を伺う。

持続可能な医療保険制度に関する質問主意書
提出者 柚木 道義
質問 第四一號
平成三十年十一月八日提出

持続可能な医療保険制度に関する質問主意書
提出者 柚木 道義
質問 第四一號
平成三十年十一月八日提出

わが国の医療保険制度はフリー・アクセス、国民皆保険および現物支給という、他国に見られない

優れた特徴を持ち、これが世界的にみても長い寿

命をささえている。人口の高齢化が進み医療費が

増大している中、この医療保険制度を持続可能な

仕組みにして後世に引き継いでいくことが重要である。

この医療保険制度に関連して、その財源である医療保険料を負担する健康保険組合に関し以下質

問する。

〔別紙〕

衆議院議員柚木道義君提出持続可能な医療

保険制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本来の保険の原則」の意味するところが必ずしも明らかではないが、健康保険組合(以下「組合」という)を含む保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第十号第七条第二項に規定する保険者をいう))は、高齢者医療制度において、国民皆保険の下、国民の共同連帯の理念等に基づき、国民が

高齢者の医療に要する費用を公平に負担するこ

ととされているところである。

二について

個々の組合の財政状況が悪化する要因には、

後期高齢者支援金等の拠出金の負担のみなら

ず、母体となる事業所の経営状況の影響による

保険料収入の減少や医療費の増加など様々なも

のが考えられることから、健康保険法(大正十

一年法律第七十号)第二十八条第一項の規定に

よる指定を受けた組合に対して、その財政状況

が悪化した要因を踏まえた財政の健全化や予算

の適正な作成についての助言・指導を行うこと

等により、財政の健全化を図っているところで

あるが、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれ

る中で、現役世代に応分の負担をいただくこと

は必要であると考えており、後期高齢者支援金

組みであること等を踏まると、御指摘の「そ

の超過部分」について、新たに国庫で負担する

仕組みを設けることには慎重な検討が必要であ

ると考えている。

内閣衆質一九七第四一號
平成三十年十一月二十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

平成三十年十一月八日提出
質問 第四二一號
障害者雇用対策に関する質問主意書
提出者 小川 淳也

障害者雇用対策に関する質問主意書
障害者雇用率達成に向けた取り組みのよ

うな取り組みを行なうのか。
二 公的機関の常勤職員として採用する場合、実

質的な定員の空きはどの程度あるのか。
三 公的機関の定員増を検討する場合、障害者雇

用拡大を目的とした定員増は法律上あり得るこ

とか。
四 非常勤での障害者採用を推進する場合、現在の非常勤をリストラすることにつながらないか。
五 政府は障害者の雇用形態について常勤と非常勤の区別を把握しているか。把握すべきではな

いから。

右質問する。

官報 (号外)

内閣衆質一九七第四二号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員小川淳也君提出新たな外国人材の受入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九七第四二号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員小川淳也君提出障害者雇用対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九七第四二号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員小川淳也君提出障害者雇用対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

しい場合には、障害者雇用促進法の下、平成三十一年末までの障害者採用計画を策定し、当該計画に則つて法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進める」としており、基本方針に基づき適切に対応してまいりたい。

二について
御指摘の「公的機関」の具体的な範囲が明らかではなく、また、御指摘の「実質的な定員の空き」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について
御指摘の「公的機関」の具体的な範囲が明らかではなく、また、御指摘の「障害者雇用拡大を目的とした定員増」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基本方針において、「公務員の任用面での対応等」として、「上記施策の推進に必要な定員及び予算については適切に措置するものとする」としており、適切に対応してまいりたい。

五について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

国 の 行 政 機 関 に つ い て は、 平 成 三 十 年 六 月 一 日 現在の各行政機関に勤務する対象障害者(障害者)の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十七条第二項に規定する対象障害者をいう)である職員(同法第三十

八条第一項に規定する職員をいう)の数の内訳として常勤職員の数及び非常勤職員の数を、厚生労働省において取りまとめたところである。

新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書

新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書
新 た な 外 国 人 材 の 受 入 に 関 す る 質 問 主 意 書

入れ、国家の維持を目指す政策」とはどこの国が採用しているのか。

右質問する。

取ったが、不明点が浮かんできたので、再質問する。

平成三十年十一月二十日
内閣衆質一九七第四三号
内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員小川淳也君提出新たな外国人材の受入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小川淳也君提出新たな外国人材の受入に関する質問に対する答弁書

一について

「移民」について国際的に定まつた定義はないところ、政府として他国の制度や政策について評価する立場にはないことから、お答えすることは困難である。

平成三十年十一月八日提出
質問 第四四四号

原発から三十キロメートル圏内の放射線防護施設の約四分の一が危険区域にあることに関する再質問主意書
提出者 阿部 知子

原発から三十キロメートル圏内の放射線防護施設の約四分の一が危険区域にあることに関する再質問主意書
提出者 阿部 知子

原発から三十キロメートル圏内にある放射線防護施設の約四分の一が危険区域にあることに関する再質問主意書
提出者 小川 淳也

一 前回の質問主意書に対する答弁で、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」は「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」には該当しないとの見解を政府は認めた。つまり、「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれ」があることを認めたのである。

二 前回の質問主意書に対して、政府は「浸水想定区域」、「津波浸水想定区域」について、「対象施設の構造等を考慮して個々に判断している」と答弁したが、「構造等を考慮」が何を意味しているかが定かではない。

1 「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と答弁したが、「構造等を考慮」が何を意味しているかが定かではない。

2 「土砂災害特別警戒区域」または「土砂災害警戒区域」の放射線防護施設を頼りにする住民の「生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と答弁したが、「構造等を考慮」が何を意味しているかが定かではない。

1 個々に判断しているのであれば「浸水想定区域」にある保健福祉センター(北海道共和町)、特別養護老人ホームみのりの里共和(北海道共和町)、特別養護老人ホームMAO(茨城県日立市)、障害者支援施設ピュアリ川(茨城県常陸太田市)、杉田玄白記念公立小浜病院(福井県小浜市)、介護老人保健施設アクリル若狭(福井県小浜市)、鳥取大学医学部附属病院(鳥取県米子市)、姫島福祉センターはまゆう(福岡県糸島市)、薩摩川内市総合防災センター(鹿児島県薩摩川内市)の九件、および津波浸水想定区域にある神恵内村役場新庁舎(北海道神恵内村)、田代島開発総合センター(宮城県石巻市)、福井県栽培漁業センター(福井県小浜市)、社会福祉法人伊方社会

福祉協会つわぶき荘(愛媛県伊方町)、伊方中央公民館(愛媛県伊方町)、特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ(愛媛県伊方町)、大島産業振興センターと八幡浜市役所庁舎(愛媛県八幡浜市)、宇和島市立旧嘉島小学校(愛媛県宇和島市)の九件、計十八件はどのように判断するのか。

2 十八件のうち「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と認められる土地の区域」

であると政府が確認した施設はあるか。あるのであれば、構造等をどのように考慮したから、「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と判断したのかを明らかにされたい。

三 前回の質問主意書では、放射線防護施設が「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と認められる土地の区域に立地することを、法律でも義務付けるべきではないか尋ねたが、政府は「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と認められる土地の区域だけではなく、法律でも義務付けるべきではないか尋ねたが、政府は「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない」と認められる土地の区域」の外に立地する場合には、「必要な対策を講じていること」という但し書き規定があり、「放射線防護対策等事業は適正に実施されているから、法律の義務付けは考えていないと答弁した。

四 「適正に実施」とは何を意味するのか。

前回の質問主意書では、政府が原子力災害対策事業費補助金交付要綱で求めた原則が遵守されないまま、再稼働を容認するのは何故か尋ねた。これに対して政府は、四国電力の伊方原発が所在する伊方地域の緊急時対応については、放射線防護施設の記載が含まれ、これが伊方地域原子力防災協議会において、「具体的かつ合理的なものであることが確認され」、その結果が「原子力防災会議に報告され、了承された」としか答えていない。

1 伊方地域原子力防災協議会で確認された緊

急時対応には、記載された「放射線防護施設」十四件のうち十二件が危険区域にあることの記載はあるのか。

2 伊方地域原子力防災協議会で確認された緊急対応が、原子力防災会議に報告されて了解された際には、「放射線防護施設」十四件のうち十二件が危険区域にあることの報告も行われたのか。

3 前回の質問主意書は、「縦割りの弊害を排することをもって、同会議と原子力規制委員会が一体となって原子力防災体制の一体化を、政府はいつまでに実現するのか。すでに実現したと考えているのか」を尋ねたが、政府の答弁は、原子力防災会議の副議長に原子力規制委員長を充てている

ことをもって、「同会議と原子力規制委員会が一体となつて原子力防災対策に取り組む体制となつてゐる」としている。

4 その体制下で開催された原子力防災会議で、放射線防護施設の約四分の一が危険区域にあることが言及され、原子力防災対策が取り組まれたことがあるのか。言及された経緯があるのであれば、その結果、どのような対策が考えられているのか。

5 前回の質問主意書で、「危険区域に放射線防護施設が立地していることは、地域防災計画を確実に実施する上で妥当性、実行可能性が確認できている状態だと政府が考える根拠を尋ねたが、政府は放射線防護施設については「必ずしも地域防災計画に位置付けられなければならない」と答弁した。

6 前回の質問主意書で、「危険区域に放射線防護施設が立地してゐることとは、地域防災計画を確実に実施する上で妥当性、実行可能性が確認できている」とは何を意味するのか。

七 前回の質問主意書に対しても、「立地問題の解消について協議」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難であるとの答弁だったので、質問をし直す。

8 前回の質問主意書では「原子力事業者が行う防災訓練」の「実効性を確保する」よう求めた参議院の附帯決議はどう実現されているのかを確認しようとしたが、「複合被害の避難訓練はどういうふうに成立するのか」の意味するところが必ずしも明らかではないとの答弁だったのです。

質問をし直す。

原発事故と地震による土砂災害や津波、また豪雨による浸水被害が同時に起きた想定で避難訓練を行うとしたら、危険区域に立地する放射線防護施設では、被ばく覚悟で浸水や土砂災害から避難する訓練をするのか、放射線防護のために施設内に留まつて浸水や土砂災害に備え訓練をするのか。

9 世耕弘成大臣は平成三十年五月二十三日の参議院本会議で「原子力発電所については、高い独立性を有する原子力規制委員会によって、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが政府の一貫した方針です」と答弁したが、前回の質問主意書で「放射線防護施設が危険区域に立地されているにもかかわらず、それが審査対象となるず、原発を稼働させている国はあるのか」「政府が知りえる範囲で明らかにされたい」と尋ねたところ、政府は「原子力規制委員会としては承知していない」と答弁した。

10 お尋ねの原子力発電所の再稼働については、「エネルギー基本計画」(平成三十年七月三日閣議決定)において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしており、政府としては、放射線防護施設の整備を含む原子力防災対策について、原子力発電所が再稼働するか否かにかかる。なお、先の答弁書(平成三十年十一月二日内閣衆質一九七第五号)以下「前回答弁書」とい

内閣衆質一九七第四四号
平成三十一年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員阿部知子君提出原発から三十キメートル圏内の放射線防護施設の約四分の一が危険区域にあることに関する再質問に対する答弁書
(別紙)

安倍晋三首相は承知しているのか。
もしも、諸外国において放射線防護施設が危険区域に立地されているにもかかわらず、原発を稼働させている国の存在を、担当閣僚も首相も原子力規制委員会も承知していないのであれば、何を根拠に「世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた場合」「再稼働を進める」と言つてきたのか。

う。四についてでお答えしたとおり、内閣府における放射線防護対策等事業の実施に当たつては、当該事業を実施する施設が「原子力災害対策事業費補助金交付要綱(放射線防護対策等事業)」(平成二十七年二月十日内閣総理大臣決定)以下「交付要綱」という)第四条第二項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」の外に立地する場合には、同号ただし書の規定に基づき「必要な対策を講じていること」を求めているところである。

一の2及び六について

お尋ねの「放射線防護施設を頼りにする住民」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書四についてでお答えしたとおり、内閣府における放射線防護対策等事業の実施に当たつては、当該事業を実施する施設が交付要綱第四条第一項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」の外に立地する場合には、同号ただし書の規定に基づき「必要な対策を講じていること」を求めているところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、交付要綱第四条第二項第三号は「原子力災害対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱」(平成二十八年十一月七日内閣総理大臣決定)以下「改正要綱」という)により追加された規定であり、「浸水想定区域」又は「津波浸水想定区域」に位置する御指摘の十八件の放射線防護施設のうち、改正要綱が施行された平成二十

八年十二月七日以降に交付決定を行つた四件の施設について、補助金の対象施設の階数・高さ等の構造等を考慮して、当該施設が立地する区域が交付要綱第四条第二項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」に該当すること又は当該区域外に立地する場合には同号ただし書に規定する「必要な対策」が講じられていることを確認することによつて、同号の要件を満たすことを個々に判断したところである。

三について

前回答弁書四についてで述べた「適正に実施とは、交付要綱第四条第二項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められた土地の区域」に立地すること又は当該区域外に立地する場合に同号ただし書に規定する「必要な対策を講じていること」という要件に適合する放射線防護施設の整備が図られるよう法律(昭和三十年法律第百七十九号)等の法令の規定や交付要綱に基づき適正に実施されることを意味するものである。

四について

内閣府が実施する放射線防護対策等事業の対象施設については、当該施設が交付要綱に規定される各要件を満たしていることを、その交付決定等を行うに際し確認することとしていることから、御指摘の十四件の放射線防護施設が交付要綱に規定される各要件に適合しているかについて

お尋ねの趣旨についてお答えしたとおり、政府としては、原子力防災会議の下、都道府県及び市町村による地域防災計画の作成について原子力規制委員会を含む関係府省庁がその

支援を行うなど、原子力防災対策の充実に一体となつて取り組んでいるところである。また、

「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成二十五年九月三日原子力防災会議決定)において、「政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援する」こととしており、その支援の一環として内閣府が実施する放射線防護対策等事業の対象施設については、当該施設が交付要綱第四条第二項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められた施設には、改正要綱が施行され

た平成二十八年十一月七日以降においては、同号ただし書の規定に基づき「必要な対策を講じること」を補助金に係る交付申請を行う所

在都道府県等に求めしており、改正要綱の施行前に交付決定がなされた施設についても、当該施設に係る交付申請を行つた所在都道府県等に対

して、同様の対応を実施するよう促している。

お尋ねの「対応策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、改正要綱が施行された平成二十八年十二月七日以降の交付決定に係る対象施設については、交付要綱第四条第二項第三号の「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域」の外に立地する場合には同号ただし書に基づき「必要な対策を講じていること」を求めているほか、御指摘の十二件の施設が「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」又は「津波浸水想定区域」について、御指摘の「伊方地域原子力防災協議会で確認された緊急時対応」には記載を求めておらず、また、平成二十七年十月六日の原子力防災会議においても報告していない。

五について

前回答弁書五の1についてでお答えしたとおり、政府としては、原子力防災会議の下、都道府県及び市町村による地域防災計画の作成について原子力規制委員会規則等に定める基準については、原子力事業者の発電用原子炉施設等の設置等における要件を定めているもので、国際原子力機関や諸外国の規制基準を参考にしながら世界で最も厳しい水準の規制基準となるよう策定したものであるが、放射線防護施設が危険区域に立地されないか否かはこれららの基準の要件とはしていい。なお、政府としては、放射線防護施設の整備を含む原子力防災対策については、原子力発電所が再稼働するか否かにかかわらず、取り組むべきものであると考えている。

八について

先の質問主意書(平成三十年十月二十四日提出質問第五号)以下「前回質問主意書」という)で御指摘のあつた附帯決議第二十一項においては、原子力事業者が行う原子力災害対策特別措

置法(平成十一年法律第百五十六号)第十三条の二第一項に規定する防災訓練の実効性を確保することが求められているが、当該訓練は、原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大を防止するために行うものであることから、お尋ねの「放射線防護施設」における訓練は含まれないものである。

なお、前回質問主意書で御指摘のあつた地方公共団体が実施する原子力防災訓練については、前回答弁書五の4についてでお答えしたところ、地方公共団体がその内容等の検討を行うものである。

「放射線防護施設が危険区域に立地されているにもかかわらず、それが審査対象とならず、原発を稼働させている国はあるのか」「政府が知りえる範囲で明らかにされたい」とのお尋ねについては、政府としては承知していない。

また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)及び同法の規定に基づく原子力規制委員会規則等に定める基準については、原子力事業者の発電用原子炉施設等の設置等における要件を定めているもので、国際原子力機関や諸外国の規制基準を参考にしながら世界で最も厳しい

水準の規制基準となるよう策定したものであるが、放射線防護施設が危険区域に立地されないか否かはこれららの基準の要件とはしていい。なお、政府としては、放射線防護施設の整備を含む原子力防災対策については、原子力発電所が再稼働するか否かにかかわらず、取り組むべきものであると考えている。

平成三十年十一月八日提出
質問 第四五号

原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の二重基準に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の二重基準に関する質問主意書

東日本大震災による「避難者」として復興庁が把握している数は、二〇一八年九月十一日現在で四十七都道府県千十五市町村にわたり五万七千人となつた。このうち、福島県から県外への避難は三万三千人と大半を占め、避難の背景には、東京電力の福島第一原発事故(以後、事故)の影響があると考えられる。

事故前も後も、原子力事業者は、原子炉等規制法に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づく線量限度等を定める告示で、周辺監視区域外における公衆の線量限度は、実効線量で年一ミリシーベルトとする規制がかけられている。

一方、事故により「放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み(略)、汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すること」を目的に制定された放射性物質汚染対処特別措置法(以後、特措法)では、発生源である福島第一原発の事業者である東京電力には公衆の線量限度を実効線量で年一ミリシーベルトとする規制はかけられてない。そして、政府が二〇一三年十一月十一日に策定した基本方針で、概ね次のような方針が定められている。

- 追加被ばく線量が年間二十ミリシーベルト以上である地域は段階的かつ迅速に縮小することを目指す。
- 追加被ばく線量が年間二十三ミリシーベルト未満の地域は年間一ミリシーベルト以下となることを長期的な目標とする。

追加被ばく線量が年間一ミリシーベルト以上となる地域を指定して除染を行う。
つまり、原子炉等規制法と特措法では、事業者にかける規制の有無も公衆の線量限度も異なつてゐる。

そこで以下、質問する。

一 特措法は、国や自治体が除染を行つても、追加被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下を達成することを義務づけていないが、この特別措置をいつまで続けるのか。

二 特措法のもとでは、追加被ばく線量が年間二十三ミリシーベルト未満であれば、居住や帰還が許容されてしまい、追加被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下が規制される原子炉等規制法とは二重基準となつてゐるが、事故直後の混亂期が過ぎた七年半が経過した今もこのような特別措置を続けるのは何故か。

三 現在までに政府が避難指示を解除したものの中を、空間線量毎時〇・二三マイクロシーベルト以下を、空間線量毎時〇・二三マイクロシーベルトとして換算して、それが達成できていない地域を含む市町村名を明らかにされたい。

四 避難指示が解除された後でも、住民が帰還するかどうかは、事故前からあった原子炉等規制法の告示基準を振り所に判断するは、極めて科学的かつ合理的な思考であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 原子炉等規制法が事業者に課してきた告示基準を日本全土に一律に課せていない状況は、事故由來の放射性物質汚染に暴露するリスクを持つか社会的関係において、「差別されない」として定めた法の下の平等に反している状況であると思われるが、政府はこの状況をいつまでにどのように是正するつもりか。

六 原子力災害対策特別措置法は、住民の命と健康を守るべく原子力緊急事態宣言をして避難指

示を出すことを可能としている。一方で、原子炉等規制法に基づく告示による公衆の線量限度に守られる国民と、その限度とは異なる、特措法が定める長期目標のもとで住まうことを余儀なくされる国民を生み出してしまつた。憲法が定める法の下の平等を守るために、一日も早く、原子炉等規制法が原子力事業者に課していく公衆の被ばく限度を全国一律のものとし、その限度を超える可能性のある地域の住民については、避難もしくは移住する選択肢と権利を確保し、経済的な負担を放射性汚染物質の発生源である原子力事業者に負わせるべきだと考えるがどうか。

そこで以下、質問する。

一 お尋ねの「二重基準」とび「特別措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百六号)第二十条第二項に基づき避難指示が行われた区域では、同項の規定によるその解除に伴い住民の帰還又は居住が可能となるところ、避難指示の解除については、国際放射線防護委員会の勧告等を踏まえ、「ステップ二の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成二十三年十二月二十六日原子力災害対策本部決定)で示されているとおり、避難指示解除日以降年間二十ミリシーベルト以下となることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとしているところである。

二 及び四について

お尋ねの「二重基準」とび「特別措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百六号)第二十条第二項に基づき避難指示が行われた区域では、同項の規定によるその解除に伴い住民の帰還又は居住が可能となるところ、避難指示の解除については、国際放射線防護委員会の勧告等を踏まえ、「ステップ二の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成二十三年十二月二十六日原子力災害対策本部決定)で示されているとおり、避難指示解除日以降年間二十ミリシーベルト以下となることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとしているところである。

三 について

お尋ねの「特別措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という)第七条第一項の規定に基づく基本的な方針(以下「基本方針」といふ)は、事故由來放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実

施するために定めるものとのに対し、御指摘の「実効線量で年一ミリシーベルトとする規制」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成二十七年原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という)第二条第一項第一号に掲げる線量限度に係る規制のことを指すものと思われるが、当該規制は原子力事業者等が原子力施設の運転等に際して放射線の周辺への影響をできるだけ下げるべく満たすべき基準として定めたものである。このように、基本方針と線量告示による規制はそれぞれその目的が異なるものである。

内閣衆賀一九七第四五号
平成三十年十一月二十日

衆議院議長 大島 理森殿 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の二重基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の二重基準に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「特別措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という)第七条第一項の規定に基づく基本的な方針(以下「基本方針」といふ)は、事故由來放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実

施するために定めるものとのに対し、御指摘の「実効線量で年一ミリシーベルトとする規制」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成二十七年原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という)第二条第一項第一号に掲げる線量限度に係る規制のことを指すものと思われるが、当該規制は原子力事業者等が原子力施設の運転等に際して放射線の周辺への影響をできるだけ下げるべく満たすべき基準として定めたものである。このように、基本方針と線量告示による規制はそれぞれその目的が異なるものである。

二及び四について

お尋ねの「二重基準」とび「特別措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百六号)第二十条第二項に基づき避難指示が行われた区域では、同項の規定によるその解除に伴い住民の帰還又は居住が可能となるところ、避難指示の解除については、国際放射線防護委員会の勧告等を踏まえ、「ステップ二の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成二十三年十二月二十六日原子力災害対策本部決定)で示されているとおり、避難指示解除日以降年間二十ミリシーベルト以下となることが確実であることを避難指示解除の要件の一つとしているところである。

三について

避難指示が解除された区域で原子力規制委員会が設置しているモニタリングポストにより平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日までの一年間の平均で毎時〇・二三マイクロシーベルトを超える空間線量率が検出された地点を含む市町村は、福島県南相馬市、川俣町、楓葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村及び飯館村である。

官報(号外)

人留学生の受入推進に関する有識者会議報告」を取りまとめたところであり、現在、同報告を踏まえつつ、留学生の受入れに関する制度の改善等に向けて検討を行つてはいる。

平成三十年十一月九日提出
質問 第四七号

外国人留学生の就労の実態と宿舎・就職支援に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

外国人留学生の就労の実態と宿舎・就職支援に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

我が国で現在就労している外国人のうち、約二割が留学生であると承知している。このことに関して以下、質問する。

一二〇一七年五月時点において、留学生の受け入れ数のうち九十三パーセントがアジア諸国からとなっている。これらアジアからの留学生の中には、留学にあたり、母国においてブローカーに多額の借金をして来日している実態があると聞いているが、その実態を当該国政府と協力して調査し、把握するべきではないか。

二 大学や専門学校など高等教育機関に在籍している外国人留学生のうち、資格外活動として認められる者が多数いると承知しているが、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づくと、何人、あるいは何パーセント程度いると、政府は認識しているか。もし認識していないならば、その理由をあきらかにされたい。

三 資格外活動として認められる週二十八時間以上のアルバイトを行い、在学中に母国への仕送りを行つて、文部科学省はどのような見解を持っているか。このような留学生を數を入れてまで、留学生三十万人計画を達成することに、どのような意義があると文科省では考えているのか。

四 他方、外国人留学生にとって、民間宿舎やアパート等への入居は、高い家賃、敷金や権利金の慣行等による経済的出費が大きいだけではなく、入居時に必要とされる保証人の確保が困難であることや、外国人に部屋を貸したがらない家主の消極姿勢など種々の障壁があり、極めて厳しい状況である。

留学生の宿舎については、日本における充実した留学生活を送る基礎となるものであり、良質で低廉な宿舎を確保することが生活面、そして勉学上必要であることから、留学生の住居確保が円滑に進むよう、地方自治体と連携して支援を行うことが必要ではないか。

五 外国人留学生のうち、六割は日本での就職を希望しているが、大卒や大学院卒の留学生の日本国内における就職率は三割に留まっている。

優秀な留学生が卒業後も日本に留まり、その専門性を活かして我が国企業の国際競争力向上に貢献しているが、大学や企業等と連携し、日本独特の就職活動のしくみの周知、留学生向けの就職採用情報の充実等を通じた就職支援を一層実施する必要があると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆賀一九七第四七号
平成三十年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員早稲田夕季君提出外国人留学生の就労の実態と宿舎・就職支援に関する質問に対する答弁書

[別紙]

衆議院議員早稲田夕季君提出外国人留学生の就労の実態と宿舎・就職支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、相手国の状況等を踏まえ

て、政府として適切な対応に努めてまいりたい。

二について

御指摘の「雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等」の具体的に意味するところが必ずあることや、外国人に部屋を貸したがらない

家主の消極姿勢など種々の障壁があり、極めて厳しい状況である。

留学生の宿舎については、日本における充実した留学生活を送る基礎となるものであり、良質で低廉な宿舎を確保することが生活面、そして勉学上必要であることから、留学生の住居確保が円滑に進むよう、地方自治体と連携して支援を行うことが必要ではないか。

六割が就職を希望しているが、大卒や大学院卒の留学生の日本国内における就職率は三割に留まっている。

三について

お尋ねの「多数いる実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「週二十八時間以上のアルバイトを行い、在学中に母国への仕送りを行つている留学生」がいるという指摘があることは承知している。

御指摘の「留学生三十万人計画」の趣旨は、優秀な留学生の受け入れを通じて、大学の教育研究の国際競争力の向上や諸外国に対する知的国際貢献を果たすことであると考えており、関係機関が行う留学生の適切な在留管理の下、同計画の達成を目指してまいりたい。

四について

お尋ねの留学生の住居確保の推進について

は、大学等が保有する宿舎の提供や、地方自治体等と大学が連携し、団地の空き室を留学生の住居として提供すること等に加え、公益財團法人日本国際教育支援協会により留学生が居住施設に入居する際の入居契約における保証人の負担軽減の支援等を行う「留学生住宅総合補償」を通じた支援が行われており、政府としては、これらの取組について、周知に努めているところである。

五について

お尋ねについては、相手国の状況等を踏まえ

平成三十年十一月九日提出
質問 第四八号

幼児教育・保育の無償化に関する質問主意書
提出者 早稲田夕季

幼児教育・保育の無償化に関する質問主意書
提出者 早稲田夕季

二〇一八年四月現在における待機児童数は約二万人であり、都市部を中心として、深刻な問題となっている。二〇一七年十二月八日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」(二兆円パッケージ)においては、子育て安心プランの前倒しにより、二〇二〇年度末までに約三十二万人分の受け皿整備を行うこととされていた

が、今回、幼児教育・保育を無償化することにより、その需要の掘り起しが進み、受け皿整備が追いつかなくなるのではないか。むしろ無償化よりも希望者全員が認可施設に入所できることを優先するべきではないか。

二 二〇一八年六月十五日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八(骨太方針)」においては、認可外の保育施設について、指導監督の基準を満たさないものであつても、経過措置として五年間は無償化の対象とすることがされた。これについては、施設面積や保育士配置が不十分な施設の利用に公費が投入されることの妥当性、安全性が担保されていない施

設に五年間も子供が通園することへの懸念の声が上がっているが、これについてどのような見解か、明らかにされたい。

三 「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」

(骨太方針)においては、保育の質確保の観点から、保育施設について、認可外から認可への移行を促進する策の強化を検討することとしている。しかしそのために施設の面積基準や保育士の配置基準を緩和することは、むしろ保育の質の低下につながるのではないか。右質問する。

内閣衆質一九七第四八号

平成三十一年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員早稲田夕季君提出「児童教育・保育の無償化に関する質問に対する答弁書」
〔別紙〕

衆議院議員早稲田夕季君提出「児童教育・保育の無償化に関する質問に対する答弁書」
〔別紙〕

一般について

今般の幼児教育の無償化は、三歳から五歳までの子供及び零歳から二歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として実施するものであるが、三歳から五歳までの子供については既にその九割以上が幼稚園、保育所、認定こども園等を利用しているとともに、零歳から二歳までの子供については当該無償化の対象を住民税非課税世帯の子供に限定することとしていることから、「需要の掘り起しが進み受け皿整備が追いつかなくなる」との御指摘は当たらない。

また、待機児童の解消については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」(平成三十年六月十五日閣議決定。以下「骨太方針」という。)において、「待機児童問題が最優先の課題であ

る」としており、引き続き、平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」に基づき、平成三十二年度末までに約三十二万人分の保育の受皿を整備してまいりたい。

二について

骨太方針において、御指摘の「認可外の保育施設」の無償化については「待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置」と位置付けており、その上で、今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化することとしている。

三について

保育所の設置者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第三項の規定により都道府県が条例で定める同条第一項の基準を遵守しなければならないこととされており、また、同条第二項の規定により、都道府県各号令に掲げる事項については厚生労働省で定める基準に従い定めるものとされている。骨太方針における「認可外保育施設の認可施設への移行促進策」の強化を検討するに当たって、御指摘の「施設の面積基準や保育士の配置基準」を含む同項各号に掲げる事項については厚生労働省で当該条例を定めるに当たっては、御指摘の「施設の面積基準や保育士の配置基準」を含む同項各号に掲げる事項についてはは既にそ

れが、「いわゆる個人の財産・請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」との見解を明らかにしてきました。

この立場は国会審議の中でも明確にしており、一九九一年八月二十七日参院予算委員会での清水澄子議員、同年十二月十三日参院予算委員会での上田耕一郎議員の質問に対し、柳井俊二条約局長(当時)が、「日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということをご存じます。したがいまして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたといふものではありません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできません。日韓両国間で政府としてこの外交保護権を相互に放棄したということです」とお答えくださいました。

日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問主意書

平成三十一年十一月九日提出

質問 第四九号

日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

大韓民国大法院で元徴用工に対する賠償を日本

企業に命じる判決が確定したことに対する受け止めを問われた安倍総理は「一九六五年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決している。今回の判決は国際法に照らしてあり得ない判断だ。」と答えています。

また、河野外務大臣も「日韓請求権協定は日韓の国交樹立以来、両国の法的基盤となってきた。今日の判決は法的基盤を韓国側が一方的かつ、かなり根本的に毀損するものだ。法の支配が貫徹されています。

日韓請求権協定について、政府は「両国間の請求権の問題は最終的かつ完全に解決した」とし、「日韓両国が国家として有している外交保護権を相互に放棄したことを確認する」ものではある

が、「いわゆる個人の財産・請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」との見解を明らかにしてきました。

この立場は国会審議の中でも明確にしており、

一九九一年八月二十七日参院予算委員会での清水澄子議員、同年十二月十三日参院予算委員会での上田耕一郎議員の質問に対し、柳井俊二条約局長(当時)が、「日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということです」とお答えくださいました。

日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問主意書

内閣衆質一九七第四九号

平成三十一年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 初鹿明博君提出「日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問に対する答弁書」
〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出「日韓請求権協定における個人の請求権に関する質問に対する答弁書」
〔別紙〕

一及び二について

大韓民国(以下「韓国」という。)との間においては、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(昭和四十年条約第二十七号。以下「日韓請求権協定」という。)第二条において、両締約国及びその国民(法人を含む。)の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認し、また、同条3において、一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対する全ての請求権であつて日

韓請求権協定の署名の日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとしている。

御指摘の平成三年八月二十七日及び同年十二月十三日の参議院予算委員会における柳井俊二外務省条約局長(当時)の答弁は、日韓請求権協定による我が国及び韓国並びにその国民の間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題については、先述べた日韓請求権協定の規定がそれぞれの締約国内で適用されることにより、一方の締約国の国民の請求権に基づく請求に応ずべき他方の締約国及びその国民の法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されることから、法的に解決済みとなっている。このような政府の見解は、一貫したものである。

平成三十年十一月九日提出
質問 第五〇号
本部町に対して沖縄県が指導したとの岩屋防衛大臣の発言に関する質問主意書
提出者 初鹿 明博

本部町に対しても沖縄県が指導したとの岩屋防衛大臣の発言に関する質問主意書

沖縄県が指導したとの岩屋防衛大臣の発言に関する質問に対する答弁書

「沖縄防衛局から防衛省本省に報告した者、もしくは沖縄県、本部町のどちらかが嘘をついていふということなのか」とのお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の岩屋防衛大臣の発言は、沖縄防衛局調達部調達計画課課長補佐から防衛省大臣官房参考官に対して電子メールで報告された内容を述べたものである。

書によつて回答しました。

沖縄県並びに本部町の認識と岩屋大臣の発言は明らかに食い違ひがありますが、沖縄防衛局から防衛省本省に報告した者、もしくは沖縄県、本部町のどちらかが嘘をついているということなのか、政府の見解を伺います。

また、沖縄防衛局から防衛省本省に対しての報告は、誰が誰に對してどのような手段で、具体的にはどのように報告したのか、各役職名を明示して明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第五〇号
平成三十年十一月二十日
衆議院議長 大島 理森殿
内閣總理大臣 安倍 晋三
衆議院議員初鹿明博君提出本部町に対して沖縄県が指導したとの岩屋防衛大臣の発言に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出本部町に対して沖縄県が指導したとの岩屋防衛大臣の発言に関する質問に対する答弁書

仮に、國がこのようなやり方で「幼児教育無償化」を施行するならば、幼稚園類似施設は入園希望者が激減し、園の存続が危うくなる等の怒りと悲鳴があがつてゐる。

また幼稚園類似施設は、発達障害をはじめとする様々な理由により、認可幼稚園から入園を拒否された子どもたちや認可幼稚園になじめなかつた子どもたちを、自治体の枠を超えて受け入れている実態がある。したがつて、仮に幼稚園類似施設が廃園に至るようなことが発生したならば、かような子どもたちが通う幼児教育施設が「無くなれる」状況へと追いやられかねない。

幼稚園類似施設は、幼稚園の国基準を満たさないものの、幼児教育無償化の対象とされる認可外保育施設と比較しても、正規教諭の配置や園庭の整備等、幼児の発達を促す良い環境を整備している園も多々あり、実際、関係者等より、不公平で

けた内容を事実としてお話ししたものです。」と文書によつて回答しました。

周知のように、保育の必要性があると認定された二号認定 及び三号認定の場合は、認可保育園、認定こども園という認可園の他に、認可外保育施設(例えば、自治体基準の施設、ベビーホテル並びにベビーシッター等)に通う子どもが「幼児教育無償化」の対象とされている。

ところが、安倍内閣が進めていた「幼児教育無償化」は、無償化の「対象外」となる子どもが生じる。

つまり、保育の必要性が「なし」と認定された一号認定(専業主婦等)の場合は、國が認可幼稚園、認定こども園のみを「幼児教育無償化」の対象としているため、自治体基準の幼稚園類似施設や自然保育など國の認可基準を満たさない幼児教育施設、いわゆる「幼稚園類似施設」に通う子どもは「幼児教育無償化」の対象外となる(以下、國の認可基準を満たさない幼児教育施設を「幼稚園類似施設」と記述する)。

仮に、國がこのようなやり方で「幼児教育無償化」を施行するならば、幼稚園類似施設は入園希望者が激減し、園の存続が危うくなる等の怒りと悲鳴があがつてゐる。

また幼稚園類似施設は、発達障害をはじめとする様々な理由により、認可幼稚園から入園を拒否された子どもたちや認可幼稚園になじめなかつた子どもたちを、自治体の枠を超えて受け入れている実態がある。したがつて、仮に幼稚園類似施設が廃園に至るようなことが発生したならば、かような子どもたちが通う幼児教育施設が「無くなれる」状況へと追いやられかねない。

幼稚園類似施設は、幼稚園の国基準を満たさないものの、幼児教育無償化の対象とされる認可外保育施設と比較しても、正規教諭の配置や園庭の整備等、幼児の発達を促す良い環境を整備している園も多々あり、実際、関係者等より、不公平で

あり差別だという声もあがつてゐる。

幼稚園類似施設は、自治体の財政支援を受ける園、乃至ない園もある。数十年にわたり地域の幼児教育を支えてきた園もあれば、自然保育をはじめとするユニークな教育を行う園も多々ある。いずれも、地域の幼児教育を担つてゐる宝であると、私は考える。

そこで以下、質問する。

これは國の基本認識に関わる点であり、具体かつ詳細に明らかにされたい。

二 一号認定の場合、國基準を満たさない幼児教育施設に通う子どもを「幼児教育無償化」の対象外にする國のやり方は、保護者が行う幼児教育の選択に対する實際に影響を与えてゐるという認識が、そもそも國に有るか否かを明確にされたい。

仮に、國に有るならば、保護者による幼児教育の選択に對して、いかなる影響を及ぼしてゐるのかを、具体かつ詳細に明らかにされたい。

三 一号認定の場合、國基準を満たさない幼稚園類似施設に通う子どもを「幼児教育無償化」の対象外にする國のやり方は、対象外とされた幼稚園類似施設が廃園に追い込まれる大きな懸念があることを、國は認識してゐるか。具体的に明らかにされたい。

四 幼稚園類似施設は、地域の幼児教育になくてはならない役割を果たしてゐる。國は、現在の「幼児教育無償化」により、これらの幼稚園類似施設が、廃園に追い込まれても「仕方がない」と考へてゐるのか。

また國は、幼稚園類似施設が廃園に追い込まれないための手立てを、真剣かつ具体的に検討しているのか。明瞭に説明されたい。

五 そもそも国は、認可幼稚園に入園を拒否される子どもや退園を求められる子どもが存在することを認識しているか。また国は、かような子どもに対し、児童教育をいかに保障するべく認識し、措置を講じているのか。具体的に明らかにされたい。

六 安倍内閣の進める「児童教育無償化」により、仮に施設に追い込まれる幼稚園類似施設が生じた場合、及び通う先が無くなる子どもが生じた場合は、国はいかなる責任を負うのか。国の基本的見解を具体的に明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第五一号
平成三十一年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員宮本徹君提出いわゆる「幼稚園類似施設」に対する児童教育無償化措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出いわゆる「幼稚園類似施設」に対する児童教育無償化措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「幼稚園類似施設」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、平成三十一年四月五日に開催された「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」でのヒアリングにおいて、「国の定めた幼稚園の設置基準までは基準を満たしていないものの、児童教育を行うことを目的として設置されていて、都知事が認定をしている施設」がある旨の説明をした者があつたことは承知している。

二から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

今般の児童教育の無償化は、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」(平成三十一年六月十五日閣議決定)において、三歳から五歳までの全

ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化することとしており、「対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする」としているところである。

五について
地域の児童教育の需要の把握及び当該需要を充足するための児童教育の提供体制の確保は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三条第一項の規定に基づき、域内の子供及びその保護者が置かれている環境に応じて、第一義的には市町村(特別区を含む。以下同じ)が行うものであり、そのような需要の把握及び児童教育の提供体制の確保について政府として逐一把握しているものではないが、政府としては、同法第六十一条第一項の規定に基づき市町村が児童教育の提供体制の確保について政府を盛り込んで定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定められた事業について、それが円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助を実施するなど、市町村における児童教育の提供体制の確保に必要な措置を講じているところである。

六について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答

和するとともに、国庫補助所要額の確保をすべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等と連携し、水道事業の広域連携や適切な資産管理の推進、官民連携の推進等、水道の戦略的な基盤強化に取り組むべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第五二号
平成三十一年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出水道施設の戦略的な老朽化対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出水道施設の戦略的な老朽化対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
御指摘の「生活基盤施設耐震化等交付金制度の採択等を緩和する」とともに、国庫補助所要額の確保をすべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二について
政府としても、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し水道施設の適切な管理を求めることが必要であると認識しており、このため、水道法の一部を改正する法律案を第百九十六回国会に提出したところである。

一 水道施設の老朽化対策や耐震化対策をはじめとする、国民の命を守るインフラである水道施設の更新、維持、管理、特に浄水場、配水池、配水管等の基幹水道施設を現行の耐震基準を満足する施設への改築・補強に取り組むため、

平成三十年十一月九日提出
質問 第五三号

児童虐待防止対策のさらなる強化に関する質問主意書

提出者 城井 崇

児童虐待防止対策のさらなる強化に関する質問主意書

平成三十年三月に、東京都目黒区で両親から虐待を受けた女児が死亡する痛ましい事件が発生した。平成二十九年度に全国二百十か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、速報値によると十三万三千七百七十八件で過去最多となつており、平成二十四年度の六万六千七百一件と比べて、ほぼ倍増している。

平成二十八年、二十九年に、児童福祉法などが改正され、児童虐待防止対策が強化されてきたところであるが、法改正後、児童虐待相談対応件数の減少には至っていない。東京都目黒区の事案では、児童相談所が関与していたにもかかわらず、女児を虐待から救うことができなかつた。

そこで、児童虐待防止対策のさらなる強化に関して、以下質問する。

一 政府は、平成二十八年度に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成二十八年十月から段階的に児童福祉司の配置基準を見直しており、平成三十一年度には各児童相談所の管轄地域の「人口四万人に一人」以上の児童福祉司を配置することとしている。しかし、策定後の児童虐待対応件数は増加しており、「児童相談所強化プラン」に基づく増員策は不十分である。そこで、児童虐待防止体制の強化のため、「人口四万人に一人」よりもさらに多く増員を実施するため、政府は地方自治体に対して、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講じる必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 転居前後における児童相談所間の引継ぎで必要な情報を適切に共有するため、児童相談所は、児童虐待案件に係る児童が、他の児童相談所の管轄区域に転出した時は、当該転出先の児童相談所に通知し、児童相談所相互間の情報共有が促進されるなどの、全国共通のルールを徹底すべきであると考える。また、地方公共団体、児童相談所、家庭裁判所、警察、医療機関などの関係機関間での適切な情報共有が行われるよう、必要な体制を整備する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 いじめ防止対策と同様に、小学校、中学校の校務分掌に児童虐待防止対策を位置付けて、スクールソーシャルワーカーなどを中心に、学校における児童虐待防止対応体制を整備すべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされた

右質問する。

内閣衆質一九七第五三号
平成三十年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

（別紙）

衆議院議員城井崇君提出児童虐待防止対策

のさらなる強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの児童福祉司の増員については、その配置標準の見直し等の取組を進めることにより、児童虐待対応件数は増加しており、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について（通知）（平成三十一年七月二十七日付け三十文科生第三百三十二号文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長連名通知）を発出して、各都道府県教育委員会等に対し、「学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めため、校務分掌に児童虐待対応を位置付

けで学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化するなどして、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進することとなり、積極的な対応を求めているところである。

平成三十年十一月九日提出
質問 第五四号

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保に関する質問主意書

提出者 城井 崇

平成三十年十一月九日提出
質問 第五四号

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保に関する質問主意書

提出者 城井 崇

平成三十年六月十八日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府の小学校でブロック塀が倒壊し、登校中の小学生が下敷きとなり、尊い命が失われた。

全国では、児童を含む四名が亡くなり、四百名を超える方々が負傷した。うち、二百十四名の児童が重軽傷を負った。学校施設では、千二百を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害があつた。

北九州市では、平成二十八年度から市内の小学校の通学路におけるブロック塀等について、診断・調査を実施し、個別指導等の対応をしているが、改めて、早急な対策を行なう安全性の確保に向けた改善を図る必要があると指摘されている。

文部科学省では、六月十九日に、全国の学校設置者に対し、学校施設におけるブロック塀等の安全点検等の要請を行い、安全性に問題があると判明したものについて、速やかに改善するよう通知しているところであるが、通学路については取組みが行われていない。

そこで、学校施設や通学路のブロック塀等の安全性確保に関する質問する。

安全対策について、地方公共団体に対する必要な支援を行つてまいりたい。

平成三十一年十一月十二日提出
質問 第五五号

政府が進める「外国人材の受け入れ」による外国人労働者への適正な賃金の支払い等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

二 特に、通学路のブロック塀等のうち、危険が認められる箇所において、工事等の措置が必要な場合には、地方自治体が、民間事業者とも連携し、速やかに改善する必要があると考える。

民有地に設置されるブロック塀であっても倒壊の可能性がある場合に支援することがができる制度の検討や、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業の積極的な活用などを念頭に、政府は地方自治体に対して、技術的・財政的支援を行うべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

三 学校施設の安全対策に要する費用については、学校施設に対する既存の補助金等を減額することなく、ブロック塀等の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検や修繕への補助制度の創設などを検討すべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

四 文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業における補助対象事業の下限額が四百万円と定められているが、この応募要件を見直し、広域での申請を認めるなどの彈力的な運用を可能とするべきであると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第五四号

平成三十年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員城井崇君提出学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省においては、学校施設におけるブロック塀等に關して、各都道府県教育委員会等に対し、平成三十年六月十九日に、学校施設に

おけるブロック塀等について耐震対策の状況等に係る安全点検及び必要な安全対策の実施を依頼し、同年八月十日に、それらの進捗状況の調査結果を取りまとめるとともに、安全性に問題があるブロック塀等の応急対策が完了していない学校については、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策の実施等を依頼した。また、国土交通省においては、同年六月十九日に、各

都道府県に対し、教育部局等と連携して学校施設における組積造又は補強コンクリートブロック塀の安全点検に取り組むこと及び管内の特定行政庁にこれを周知することを依頼し、加えて、同月二十一日に、学校施設の塀に限らず、広く一般の建築物の塀を対象とした「ブ

ロック塀の点検のチェックポイント」を公表す

るとともに、各都道府県に対し、塀の所有者等にその周知をすること等を依頼し、さらに、公益社団法人日本建築士会連合会等に対し、塀の診断等の依頼に協力するよう依頼した。

政府としては、通学路に關して、学校が改めて危険箇所を確認するとともに、必要に応じて、御指摘の「通学路の変更や立ち入り禁止等の措置」が徹底される必要があると認識している。

四について

御指摘の「広域での申請を認めるなどの弾力的な運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公立学校の施設整備における国と地方の適切な役割分担や現下の厳しい財政状況に鑑み、学校施設環境改善交付金の防災機能の強化に關する事業において、一校当たり四百万円以上の事業を交付金算定対象としているところ、平成三十年に発生した大阪府北部を震源とする地震に起因して、地方公共団体が行っている公立小中学校等の学校施設におけるブロック塀等の安全対策については、臨時特別的な措置として、交付金算定対象となる事業を一市町村当たり四百万円以上のものとすることとした。

今後とも、学校施設におけるブロック塀等の安全対策については、臨時特別的な措置として、交付金算定対象となる事業を一市町村当たり四百万円以上のものとするとした。政府の支援については、例えば、国土交通省にお

二について

お尋ねの「民有地に設置されるブロック塀であつても倒壊の可能性がある場合に支援することができる制度」及び地方公共団体に対する財政的支援については、例えば、国土交通省にお

いては、御指摘の「倒壊の可能性がある」ようなブロック塀についてその所有者等が行う改修等に對して地方公共団体が補助を行つた場合は、当該補助を行つた地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金を交付している。また、お尋ねの地方公共団体に対する技術的支援については、一についてで述べたとおりである。

三について

御指摘の「学校施設の安全対策」及び「既存の補助金等を減額することなく」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、学校施設の安全性等を確保するため、老朽化対策や耐震化等の学校施設の整備について、一定規模以上のものを対象として学校施設環境改善交付金等を交付しております。平成三十年度補正予算においては、特に、学校施設におけるブロック塀等の安全対策を早急に実施するために必要な経費を計上している。

一方、御指摘の「小規模工事に対する補助制度、法定点検や修繕への補助制度については、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ検討する必要がある」と考えている。

四について

御指摘の「広域での申請を認めるなどの弾力的な運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公立学校の施設整備における国と

地方の適切な役割分担や現下の厳しい財政状況に鑑み、学校施設環境改善交付金の防災機能の強化に關する事業において、一校当たり四百万円以上の事業を交付金算定対象としているところ、平成三十年に発生した大阪府北部を震源とする地震に起因して、地方公共団体が行っている公立小中学校等の学校施設におけるブロック塀等の安全対策については、臨時特別的な措置として、交付金算定対象となる事業を一市町村当たり四百万円以上のものとするとした。

今後とも、学校施設におけるブロック塀等の

安全対策について、地方公共団体に対する必要な支援を行つてまいりたい。

平成三十一年十一月十二日提出
質問 第五五号

政府が進める「外国人材の受け入れ」による外国人労働者への適正な賃金の支払い等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

平成三十一年十一月十二日提出
質問 第五五号

政府が進める「外国人材の受け入れ」による外国人労働者への適正な賃金の支払い等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

五 特定技能一号の外国人労働者は、一定の条件での、自らの意思による転職が認められることがあります。また、ハローワークに、中国語、ベトナム語などによる対応が可能なハローワークは何か所あり、それはハローワーク全体の何パーセントですか。

六 特定技能一号の外国人労働者の、一定の条件での、自らの意思による転職は、どのように担保されていますか。誰に転職の相談をすればよいですか。

七 最低賃金を下回る報酬、長時間労働、残業代不払いなどの労働基準法に違反する状態で技能実習生を雇っていることが発覚したら、雇用主はどうのような罰則の適用を受けますか。過去五年、何ヶ所が摘発されましたか。また、労働基準法違反が減らない理由は何ですか。政府は、改正法案により、このような外国人労働者に対する労働基準法違反が減少すると考えていて、それとも増加すると考えていて、理由とともに示して下さい。

八 外国人技能実習生で、国民健康保険に加入している人は何人で、外国人技能実習生全体の何パーセントですか。

九 特定技能一号ないしは二号の外国人労働者は、必ず使用者が加入する健康保険に加入しますか。国民健康保険に加入することがあり得るのであれば、どのような場合ですか。

十 特定技能一号ないしは二号の外国人労働者は、必ず厚生年金に加入しますか。国民年金に加入することがあり得るのであれば、どのような場合ですか。

十一 特定技能一号ないしは二号の外国人労働者は、短時間労働者として採用されることはありませんか。その場合、二以上の事業所で労働することができますか。

十二 特定技能一号ないしは二号の外国人労働者の配偶者は、日本での在留の有無にかかわらず、国民年金法の第三号被保険者になる可能性がありますか。可能性がある場合は、どのような条件を満たせば、第三号被保険者になりますか。

十三 特定技能一号の外国人労働者には、どのような条件を満たせば、第三号被保険者になりますか。また、特定技能一号ないしは二号の外国人労働者の配偶者が第三号被保険者となる場合、労働者の年金を受給するのは、どのような場合ですか。

十四 特定技能一号の外国人労働者には、どのような条件を満たせば、第三号被保険者になりますか。また、特定技能一号の外国人労働者の配偶者が第三号被保険者となる場合、労働者の年金を受給するのは、どのような場合ですか。

十五 特定技能一号の外国人労働者は、一定の条件においては、改定後入管法第二条の五第一項において、「外国人が本邦の公私機関と締結する雇用に関する契約は、『法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ』こと」と同条第三項において、「特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関」は、「法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ」とするとともに、改定後入管法第十九条の十九から第十九条の二十一までにおいて、「特定技能所属機関による特定技能外国人の受け入れが出入国又は労働に関する法令に適

してはならないことを含め「法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ」としております。改定後入管法第十九条の二十一までにおいて、「特定技能所属機関による特定技能外国人の受け入れが出入國又は労働に関する法令に適合すること」等を確保するため、改定後入管法第十九条の十九から第十九条の二十一までにおいて、「特定技能所属機関」に対する指導及び助言のほか、報告徴収、立入検査及び改善命令等の権限を付与することとしている。

また、一般に、使用者が、労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをすることは、労働基準法昭和二十一年法律第四十九号)第三条の規定により禁止されており、労働基準監督署においては、監督指導を実施した際に、同条の違反が認められた場合には、使用者に対して、その是正の指導等を行っているところであり、同条の規定に違反した者は、同法第百十九条により、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するとしている。

二について
お尋ねについては、先の答弁書(平成三十年十一月二日内閣衆質一九七第一三号)三及び四についてでお答えしたとおり、改定後入管法により設けることとしている「特定技能」の在留資格に係る制度においては、改定後入管法第二条の五第一項において、「外国人が本邦の公私機関と締結する雇用に関する契約は、『法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ』こと」と同条第三項において、「特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私機関」は、「法務省令で定める基準に適合するものでなければならぬ」とするとともに、改定後入管法第十九条の十九から第十九条の二十一までにおいて、「特定技能所属機関による特定技能外国人の受け入れが出入國又は労働に関する法令に適合すること」等を確保するため、改定後入管法第十九条の十九から第十九条の二十一までにおいて、「特定技能所属機関」に対する指導及び助言のほか、報告徴収、立入検査及び改善命令等の権限を付与することとしている。

三について
お尋ねの「特定技能一号の外国人労働者」が健保法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項に規定する被保険者に該当し、かつ、お尋ねの「出身国に居住する配偶者」が同法第七項に規定する被扶養者等に該当する場合には、当該「特定技能一号の外国人労働者」は同法第百十四条に基づく家族出産育児一時金等の支給を受けることができる。

四について
お尋ねの「特定技能一号の外国人労働者」に限らず、一般に、求職者はハローワークの職業紹介事業を利用することができます。全てのハローワークにおいて、お尋ねの「中国語、ベトナム語」を含む十言語による職業相談に対応するため、通訳を交えて三者で通話を行う「多言語コントラクトセンター」を設置しているほか、全国五百四十四か所のハローワーク中、百二十八か所のハローワークにおいて相談窓口に通訳員を配置するなどの対応を行っている。

五について
お尋ねの「特定技能一号の外国人労働者」に限らず、一般に、求職者はハローワークの職業紹介事業を利用することができます。全てのハローワークにおいて、お尋ねの「中国語、ベトナム語」を含む十言語による職業相談に対応するため、通訳を交えて三者で通話を行う「多言語コントラクトセンター」を設置しているほか、全国五百四十四か所のハローワーク中、百二十八か所のハローワークにおいて相談窓口に通訳員を配置するなどの対応を行っている。

六について
民法(明治二十九年法律第八十九号)において、「本邦の公私機関と締結する雇用に関する契約は、「外国人であることを理由として、利用その他の待遇」について、「差別的取扱いを

報 (号外)

ですか。家族の来日は、観光ビザでも可能です
か。

十二 一について、当該外国人労働者の家族がわが国で健康保険の被扶養者になり得るのであれば、出身国で家族が受けた医療について、わが国の健康保険が適用されます。

か国の健康保険の被扶養者になり得るのであれば、出身国で家族が受けた医療の内容や費用が

適切であることは、どのような主体が、どのような方法で行いますか。

一について、当該外国人労働者の家族がわが国の健康保険の被扶養者になり得るのである。

は出身国で家族が受けた医療の費用について、どのような基準で支払いますか。日本の診

療報酬に従って支払いますか。それとも、実費に基づいて支払いますか。また、健康保険から

の支払いは、本人に支払いますか、それとも、医療機関に支払いますか。

右質する。

内閣衆質一九七五六号
平成三十年十一月二十日

内閣總理大臣 安倍晋三

衆議院議員山井和則君提出政府が進め「外國」

人材の受入れによるわが国の健康保険制度への重大なリスク等に関する再質問に対し、別紙

答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出政府が進める「外国人材の受入れ」によるわが国の健康保

險制度への重大なリスク等に関する再質問に対する答弁書

から八までについて
お尋ねの「当該外国人労働者の出身国に居住するところが必ずしも明確である」といふ意味するところが必ずしも明確である。

平成三十年十一月二十二日 衆議院会議録第八

二号の外国人労働者が健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項に規定する要件を満たして被保険者となり、かつ、当該被保険者とその扶養する親族が同居していない場合には、直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹が同法第七項第一号に規定する要件を満たせば、同法上の被扶養者となり得るが、直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族は、同法上の被扶養者となり得ない。

また、お尋ねの「健康保険証」については、健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第四十七条の規定に基づき、被保険者は健保法施行規則第三十八条に基づき被扶養者届を提出することとされており、保険者は当該届の記載内容について、公的証明書等で確認をした上で、被扶養者の認定を行うこととなる。

十一について
お尋ねの「当該外国人労働者の家族」及び「当該外国人労働者と出身国に居住している家族との関係確認」の意味するところが必ずしも明らかではないが、健康保険法上の被保険者は健保法施行規則第三十八条に基づき被扶養者届を提出することとされており、保険者は当該届の記載内容について、公的証明書等で確認をした上で、被扶養者の認定を行うこととなる。

十一について
お尋ねの「当該外国人労働者の家族」の意味するところが必ずしも明らかではないが、健康保険法上の被扶養者の自己負担割合は、通常三割である。ただし、同法第百十条第七項により準用される同法第八十七条第一項により支給される家族療養費の額は、同法第百十条第七項により準用される同法第八十七条第二項及び第三項の規定に基づくこととなる。

保険医療機関等から療養を受けたときは、家族療養費が支給される。

また、お尋ねの「観光ビザでも可能」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、本邦に上陸しようとする外国人は、出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号)第七条第一項各号に掲げる上陸のための条件に適合していれば、上陸が認められることとなる。

十二から十四までについて

お尋ねの「当該外国人労働者の家族」の意味するところが必ずしも明らかではないが、健康保険法上の被扶養者が保険医療機関等以外の病院等から療養を受けた場合において、当該療養を受けたことにつき保険者がやむを得ないものと認めるときは、同法第百十条第七項により適用される同法第八十七条及び健康保険法施行規則第九十条により準用される同規則第六十六条の規定等に基づき、被保険者に対する家族療養費が支給される。

平成三十年十一月十二日提出

質問 第五七号

過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する再質問主意書

提出者 山井 和則

過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する再質問主意書

最近でも、大手電機メーカーにおいて、裁量労働制を適用された労働者の過労死や労災の被災が発覚するなどの問題点が明らかになつてゐる中で、裁量労働制の今後に関して、政府は、内閣衆議院一九七第二三号「過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する質問に対する答弁書」(以下、本件答弁書という。)で

は、「制度の趣旨に沿った適正な対象業務の範囲」として、「労働者の裁量と健康を確保する方策等についての労働政策審議会における検討等を行うこととされていることを踏まえ、適切に対応していくこととしている」と答弁しており、裁量労働制の拡大による可能性について明確な答弁がありませんでした。

そこで、以下の通り再質問します。

一 本件答弁書にある、「制度の趣旨に沿った適正な対象業務の範囲について、『適切に対応の結果、『対象業務の範囲』を拡大する可能性がありますか、それとも、その可能性はありませんか。

二 一について、対象業務の範囲を拡大する可能性があるのであれば、裁量労働制を適用された労働者の過労死や労災の被災が増加する可能性が否定できないと考えますが、見解を示してください。

右質問する。

内閣衆質一九七第五七号
平成三十年十一月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出過労死を増やしかねない裁量労働制の拡大に対する政府の方針等に関する再質問に対する答弁書
一及び二について
お尋ねについては、先の答弁書(平成三十年十一月九日内閣衆質一九七第三三号)一及び二についてでお答えしたとおりである。

う。)前にされた指定に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、改正法施行日(前)と、「当該特定農林水産物等の指定の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第三項第七号中「次号」の下に「及び第一の一部を次のよう改訂する。

第二条第三項第七号中「次号」を加える。

第二条第三項第一号中「商品又は商品の」を特定農林水産物等名称保護法第六条の登録に係る特定農林水産物等名称保護法第二条第二項に規定する特定農林水産物等(当該登録に係る特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項に規定する農林水産物等を含む)次号及び第三号において「登録に係る特定農林水産物等」という。)又はそのに、[特定農林水産物等名称保護法第二条第三項]を「同条第三項」に改め、同項第二号中「商品又は商品の」を「登録に係る特定農林水産物等又はその」に改め、同項第三号中「商品に関する送り状」を「登録に係る特定農林水産物等に関する広告、価格表若しくは取引書類に地理的表示を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に、「展示する」を「電磁的方針により提供する」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

2

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していった者等がこれらの表示を使用することを制限するとともに、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していった者等がこれらを表示することを制限することを、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずることを制限すること。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等と誤認されるおそれのある表示を使用することを規制すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものとすること。

(二) 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(三) 誤認させるおそれのある表示を使用することを規制すること。

二

議案の可決理由

本案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年十一月二十日

農林水産委員長 武藤 容治

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

特定の産地と品質等の面で結びつきのある農林水産物等の名称を知的財産として保護することについて、原則として登録又は指定後七年間に制限すること。

(二) 特定農林水産物等の名称を表示する際に併せて表示することとされていた登録標章の表示を任意とすること。

広告等における特定農林水産物等に係る地

理的表示の使用規制

広告、価格表等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすること。

3 誤認させるおそれのある表示の規制

特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していた者等がこれらの表示を使用することを制限するとともに、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 先使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等について

項の実現に万全を期すべきである。

記

不正に使用した产品的流通の抑止等の効果が図られるよう、地理的表示の保護をさらに強化することが必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事

とが必要である。

と。特に、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等については、広告等における適切な使用方法に係る判断基準を示す等運用の基準を明確にすること。

二 我が国と外国との地理的表示の相互保護の推進により、我が国の地理的表示が海外においても保護されるよう努めること。

三 海外における我が国の地理的表示を含む農林水産物等の名称等を不正に使用した产品や模倣品の監視に取り組み、そのような产品に対しては生産者団体等と連携して是正措置を求めるとともに、我が国の農林水産物等の名称の海外における第三者による商標登録が防止されるよう必要な対応を行うこと。

四 地理的表示保護制度の一般消費者への周知を図るとともに、我が国の登録に係る特定農林水産物等の国内外における認知度の向上及び輸出促進に努めること。

五 地理的表示保護制度の登録を目指す産地が行う品質基準の設定、品質管理体制の整備等の取組について、専門家による助言等の支援を充実すること。

六 潜在的競争力のある特徴を備えた農林水産物等について、地理的表示保護制度はもとより、地域団体商標制度等、多様な選択肢を踏まえた上で、生産及び流通の状況に適したブランド化の取組を促進すること。

右決議する。

れる場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第九条 例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これら特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十条 配偶者及び子

日本国の領域内で就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により中華人民共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(b)に規定する日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十一条 強制加入

第五条から第七条まで、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 雜則

第十二条 実施のための協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な措置を規定する行政上の取決めを共同して作成する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、書面による要請に基づき、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために無償で情報及び援助を提供する。

一方の締約国の実施機関又は前条1(b)の規定に従い当該一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、申請に基づき、被用者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることと記載した証明書を発給する。

第十四条 使用言語及び認証

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、又は関係者に対する当局及び実施機関は、直接、日本語、中国語又は英語により、直接に連絡することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、中国語又は英語で作成していることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第十五条 情報の機密性

3 この協定の実施に当たって提出すべき文書(特に証明書)については、認証その他これに類する手続を要しない。

この協定の中の部及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に及ぼすものではない。

第十六条 紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する紛争は、両締約国の権限のある当局間又は関係当局間の協議により解決する。

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

一 本件の目的及び要旨
我が国と中華人民共和国との間では、相手国に一時的に派遣された被用者について、両国の年金等の社会保険制度への強制加入に関する法令が二重に適用されている。このことが両国の企業及び相手国に一時的に派遣された被用者にとって大きな負担となつてゐることを踏まえ、政府は、中華人民共和国政府との間で、平成二十三年十月に社会保障協定の締結に向けた交渉を開始した。その結果、協定の案文について最終的な合意に達したので、平成三十一年五月九日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について日中両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に一時的に派遣された被用者についての保険料の二重負担の問題を解決することを主たる目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令について適用し、中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用すること。
2 被用者として就労する者については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。
3 被用者が、他方の締約国に派遣され一時的に就労する場合には、その派遣の最初の五年間は、一方の締約国の法令のみを適用すること。
4 3の派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、3の一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

日本国政府のために
河野太郎
王毅

官報 (号外)

- 六 前各号に掲げるもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図るために必要な事項
- 3 基本方針は、海洋基本法第十六条第一項に規定する海洋基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

- 第三章 海洋再生可能エネルギー発電事業**
- （海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）
- 第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。
- 第一節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等
- （海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）
- 第一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。
- 二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に關し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められることが可能であると認められるこ

- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域の規定により指定された海岸保全区域、排他的区域の全部又は一部が第一項の規定による低潮線の保全及び拠点施設の整備等に係る法律（平成二十一年法律第一百一号）第二条第五項に規定する低潮線保全区域又は同法第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと。
- 七 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の状況を調査するものとする。
- 三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を、当該指定をして協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができること。

- 5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その旨及び当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を公告しなければならない。
- 7 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定が必要がなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。
- （協議会）
- 第九条 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に關し必要な協議を行つたための協議会（以下この条において「協議会」といふ。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事
- 二 農林水産大臣及び関係市町村長
- 三 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国
- 4 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することが可能であると認められるこ

同条第二項第一号に規定する対象発電設備区分等」と、同号イ中「第五条第二項第八号」とあるのは「第五条第二項第八号又は促進法第十三条第二項第十号」と、同号ロ中「こと」とあるのは「ことと又は申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画と整合的であること」と、同号ハ中「第七条第七項」とあるのは「第七条第七項又は促進法第十五条第六項」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第六十七条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は促進法とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(公募占用計画の提出)

第十四条 公募に応じて選定事業者となる者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画(以下「公募占用計画」といいう)を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 促進区域内海域の占用の区域
二 促進区域内海域の占用の期間
三 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等
五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造
六 工事実施の方法
七 工事の時期
八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力
九 供給価格
十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法

十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第一号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項

十二 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなつた場合における当該海

洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法
十三 前条第二項第十四号に規定する調整を行うための体制及び能力に関する事項

十四 資金計画及び収支計画

十五 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項
三 公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができ
る。

一 港湾法第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

二 港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出をする行為に関する事項

三 公募占用計画の提出は、経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならぬ。

(選定事業者の選定)

第十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となるとする者から公募占用計画が提出されたときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴いたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 供給価格が供給価格上限額以下であること
その他当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が第十条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。

三 第十五条第五項及び前条第一項の規定は、第十六條 経済産業大臣は、公募占用指針に從

三 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。

四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(公募占用計画の認定)

第十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適當である旨の認定をするものとする。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときには、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに同項の規定により指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該認定を受けた公募占用計画を変更しないとする場合においては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十八条 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとするとする場合においては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを告示しなければならない。この場合においては、再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第二項の規定を準用する。

一項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等)

第十九条 選定事業者は、第十七条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「公募占用計画の認定」という。)を受けたときは、公募占用計画の認定を受けたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。)に従つて海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

2 國土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十一条第三項において同じ。)の申請があつた場合においては、当該許可を与えるなければならない。

3 公募占用計画の認定がされた場合には、第十七条第二項の促進区域内海域の占用の区域についても、第十二条第一項において准用する場合を含む。以下この項において同じ。)の占用の期間内は、第

二 次に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 選定事業者の一般承継人
二 選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権そ

の他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者

(公募占用計画の認定の取消し)

第二十一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

一 選定事業者が第十九条第一項の規定に違反したとき。

二 選定事業者が偽りその他不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したとき。

3 第一条の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により公募占用計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一条の規定により公募占用計画の認定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第十

2 第二十二条 第十四条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者は、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対する港湾法第三十七条规定の許可があつたものとみなす。

2 第十四条第三項第二号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八

2 第二十三条 第二項の規定により認定されたときは、国土交通大臣は、非常災害が発生した船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、促進区

域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用することができる。

し、収用し、又は処分することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

3 第一条の規定による行為によって生じた損失に対しては、国土交通大臣は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件の所有者又は占有者に対し、その行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六月以内に、国土交通大臣を被告として、訴えをもつて金額の増加を請求することができる。

5 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第九項において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

6 國土交通大臣は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 國土交通大臣は、前項の規定による工作物等の価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

第三節 監督等

(非常災害時における緊急措置等)

第二十二条 次に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。

一 選定事業者の一般承継人

二 選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権そ

3 第一条の規定により工作物等の撤去等を命じようとする場合において、過失がなくて当該工作物等の撤去等を命ずべき者を確定することができる。

4 國土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

5 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等の撤去等を行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

6 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

7 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去したときは、国土交通大臣は、前項の規定により工作物等の撤去等を行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

8 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等の撤去等を行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

9 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等の撤去等を行わせることができない場合は、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

10 國土交通大臣は、前項の規定による工作物等の価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

11 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

12 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他該工作物等の撤去等を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国に帰属する。(報告の徴収等)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるとこにより、第十条第一項の許可を受けた者(選定事業者を除く。)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に對し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(強制徴収)

第二十六条 第十条第六項の規定に基づく占用料

若しくは土砂採取料又は第二十四条第九項の規定に基づく負担金(第三項及び第四項において「負担金」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定し

て督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パーCENTの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣は、国税滞納処分の例により負担金等及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特權は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電事業を行ふ者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供するものとする。

4 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定めることとする。

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定する。

し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十条 この法律に規定する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(権限の委任)

第三十一条 この法律に規定する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第三十二条 国の職員が、第十七条第一項の認定に關し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募(以下「占用公募」という。)に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に處する。

第三十三条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第三十四条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(港湾法の一部改正)

第四条 港湾法の一部を次のよう改正する。

第五十六条の三第一項中「港湾区域並びに」を「港湾区域」に改め、「いる水域」の下に「並びに」を海再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第二百三十三号)第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に處する。

第三十五条 第二十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第十三条第六項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第四条 港湾法は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 水産資源保護法の一部改正

第五条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改定する。

第十八条第一項中「水域若しくは」を「水域」に、「水域」を「水域若しくは海洋再生可能エネ

官 報 (号 外)

ルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第二号)第二条第五項(海洋再生可能工ネルギー発電設備整備促進区域の定義)に規定する海洋再生可能工ネルギー発電設備整備促進区域(に改め、同条第五項中「定の」を「定めの」に、「行い、若しくは」は「行い」に、「応じよう」を「応じ、若しくは国土交通大臣が海洋再生可能工ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十一条第一項(促進区域内海域の占用等に係る許可)の規定による許可をし、若しくは同条第三項(促進区域内海域の国等の工事についての特例)の規定により読み替えられた同条第一項の規定による協議に応じよう」に改める。
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした附則第四条の規定による改正前の港湾法の規定に違反する行為及びこの法律の施行前にした前条の規定による改正前の水産資源保護法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自衛隊法の一部改正)

第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十五条の二第二項中「第一百十五条の二十四」を「第一百十五条の二(二十五)」に改める。

第一百十五条の二十四の次に次の一条を加える。

(海洋再生可能工ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例)
第一百五十三条の二第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海洋再生可能工ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第二号)第十一条第一項の規定により許可

条第三項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十一条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による通知を受けた国土交通大臣は、同項に規定する促進区域内海域の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べができる。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第八条 海洋水産資源開発促進法昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のよう改正する。

第五条第二項中「又は」を「」に、「について」を「又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第号)第二条第五項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(農林水産大臣が経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して指定するものを除く。)についてに、「又は国土交通大臣」「国土交通大臣又は経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的・安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

1 基本方針

政府は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこと。

2 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、一定の区域で基準に適合する海域を、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)として指定することができるること。

3 公募占用計画の認定等

(一) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、促進区域を指定したときは、海洋再生可能エネ

(ルギー発電事業を行なうべき者を公募により選定するため、基本方針に即して、公募の実施及び促進区域内の海域の占用に関する指針を定めなければならないこと。)

(二) 公募に応じようとする者は、促進区域内の海域の占用に関する計画(以下「公募占用計画」という。)を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならないこと。

(三) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基準に適合している公募占用計画について評価を行い、最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定し、占用の区域及び占用の期間を指定して、その者が提出した公募占用計画が適当である旨の認定をすること。

(四) 選定事業者は、(三)の認定を受けたときは、認定を受けた公募占用計画に従つて海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないこと。また、国土交通大臣は、選定事業者から同計画に基づき占用許可の申請があつた場合、許可を与えなければならず、選定事業者以外の者は、(三)で指定された占用期間内は、(三)で指定された占用区域についての占用等の許可の申請はできないこと。

区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年十一月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に当たっては、先行利用者である漁業者の有する漁業権や船舶運航事業者の有する航路通航権等の重要な権利の調整について万全の措置をとるとともに、生物多様性への影響の回避についても配慮すること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業者が行う洋上風力発電設備の設計施工において、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。

三 洋上風力発電施設への投資は、陸上風力発電施設と比較し多大な経費がかかることが想定され、施設運営後も電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をはじめ、各種の公的な経営安定対策が不可欠であることから、多様なエネルギー政策の一環として長期的な視点での助言及び指導を行うこと。

四 洋上風力発電施設の事業者が経営破綻した場合または占用期間経過後、撤去のための資金不足により、洋上に風力発電施設が放棄されるこ

とも想定されることから、将来の撤去費用を確保することをもつて当該事業者に占用許可を与える要件とすること。

食品表示法の一部を改正する法律案

右

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

〔別紙〕

食品表示法の一部を改正する法律

食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「措置」を「措置等」に、「第十一条」を「第十三条の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第三章中第十条の次に次の二条を加える。

(食品の回収の届出)

第十条の二 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき(同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。)は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出がないときは、その旨を公表しなければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による届出がないときは、その旨を公表しなければならない。

第三十条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従つた表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講ずるもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三十年十一月二十一日

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

食品表示法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを速やかに整備し、本法を可及的速やかに施行するよう努めること。

二 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを構築するに当たっては、情報を一覧化し、消費者に

する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 内閣総理大臣は、1による届出があつたときは、その旨を公表しなければならないこと。

3 1による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処すること。

4 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

右

平成三十年十一月九日

消費者問題に関する特別委員長 土屋 品子

〔別紙〕

食品表示法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを速やかに整備し、本法を可及的速やかに施行するよう努めること。

二 食品衛生法及び食品表示法違反の食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを構築するに当たっては、情報を一覧化し、消費者に

とつて危害性等の種類や情報の重要度が分かりやすいものとなるよう工夫すること。また、システムの存在や活用方法について、消費者への普及・啓発に取り組むこと。

三 安全性に関する表示事項(アレルゲン、保存方法(消費期限等)の欠落や誤表示などは健康危害を引き起こすおそれがあることから、消費者への情報提供の迅速性が求められていること)に鑑み、自主回収の必要性が生じた時点での情報提供の在り方についても検討すること。

四 事業者が食品表示法違反により自主回収した食品が食品ロスとして廃棄されないような取組を検討すること。また、食品ロスの削減に向けて一層推進し、必要な措置を速やかに講ずること。

五 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、食品に禁忌のある宗教やベジタリアン等への配慮も含め、訪日外国人旅行者が理解できるよう、食品表示の方法を検討すること。

六 食品表示が消費者に十分活用されていない状況に鑑み、食品表示制度の普及、理解の促進等に向け、消費者教育に一層取り組むこと。

原子弹損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成三十一年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

原子弹損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律
(特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け)
法律第百四十七号の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 国の措置(第十六条・第十七条)」を「第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置」に改め、「第十八条」の下に「・第十八条の二」を加え、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第四章の次に次の第一章を加える。

第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置

第一節 損害賠償実施方針

第二節 損害賠償実施方針には、損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針(以下この条において「損害賠償実施方針」という)を作成しなければならない。

第三節 第十七条の二 原子炉の運転等を行う原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に必要な事項として文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

第四節 第十七条の三 原子力事業者は、損害賠償実施方針を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第五節 第十七条の四 原子炉の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第三項又は第二十条の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。が市町村長特別区の区長を含む。以下この項において同じ。)又は都道府県知事に対して行った指示に基づきは指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によって生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下のこの節において同じ。)を受けた被害者に対して、政令で定める基準に従い、特定原子力損害賠償仮払金(特定原子力損害を填補するために支払われる金額であつて、当該特定原子力損害の賠償額の確定前に支払われるものをいう。以下この節において同じ。)の支払を行おうとするときは、政府に対し、賠償措置額を超えない範囲において政令で定める金額を限度として、政府が当該特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを申し込むことができる。

第六節 第十七条の六 政府は、貸付けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行つた特定原子力損害仮払金の支払の対象となつた特定原子力損害の賠償額が確定したときは、第九条第三項本文(第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じて、当該原子力事業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を取得する。

第七節 第十七条の七 貸付けを受けた原子力事業者は、前項に規定する賠償額が確定したときは、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第八節 第十七条の八 貸付けを受けた原子力事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の限度で、貸付金の償還の義務を免れる。

第九節 第十七条の九 第一項の規定により政府が保険金請求権を取得した場合 当該保険金請求権に係る保険金の額

第十節 第十七条の十 取得した場合 当該補償金請求権に係る補償金の額

(業務の管掌)

第十七条の七 この節に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構への文部科学大臣の権限に係る事務の委任)

第十七条の八 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、この節に規定する文部科学大臣の権限に係る事務第十七条の三第三項の規定による貸付けの決定を除く。を行わせることができる。この場合におけるこの節の規定の適用については、同一条第一項及び第二項第二号中「政府が」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構が」と、第十七条の六第一項及び第三項各号中「政府」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 文部科学大臣は、前項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせるときは、その旨を公示しなければならない。

(政令への委任)
第十七条の九 この節に定めるもののほか、貸付金の償還期間及び償還方法並びに前条第二項の公示その他貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条に見出しとして「(原子力損害賠償紛争審査会)」を付し、同一条第一項中「この条」を「この章」に改める。

第五章中第十八条の次に次の二条を加える。
(時効の中止)

第十八条の二 審査会が和解の仲介を打ち切つた場合(当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る)において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中止に關しては、当該和解の仲介の申立ての時に、

訴えの提起があつたものとみなす。」を行つていい。

第二十条中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成四十一年十二月三十一日」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(関係行政機関の協力)

第二十二条の二 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

第二十三条を次のように改める。

(国等に対する適用除外)

第二十三条 国については第二章、第十六条、第四章の二第一節及び次章の規定、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人(平成十五年法律第百十二号)第一条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人については同節の規定は、適用しない。

第三条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の廃止

第三条 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)は、廃止する。

(東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に和解の仲介(前条の規定による廃止前の東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第一条に規定する和解の仲介をいう。)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)

第五条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 この法律の施行の際現に原子炉の運転等に一条を加える改正規定及び第二十二条の次に施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に原子炉の運転等に一条を加える改正規定及び第二十二条の次に施行する。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)

第五条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第七条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 この法律の施行の際現に原子炉の運転等に一条を加える改正規定及び第二十二条の次に施行する。

(原子力損害賠償の賠償に関する法律第二条第一項に改正する。

第二条 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行

う。

一 賠償法第十七条の八第一項の規定により行うこととされた事務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

第三十六条の三第一項中「第三十五条第五号」を「第三十五条第一項第五号」に改める。

(区分経理)

第五十八条の二 機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 廃炉等積立金に係る経理

二 第三十五条第二項の業務に係る経理

第五十九条第三項中「限り、」の下に「前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般の勘定(次項において「一般勘定」という。)」を加え、「第三十五条第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改め、同条第四項中「毎事業年度」の下に「一般勘定において」を加え、「ある場合において」を「あるとき(第三項に規定する一般勘定にあっては)に、」とする」を「」とするに改める。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部改正)

第七条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七百四十七条中原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第十八条の二(見出しを含む。)中「中止」を「完成猶予」に改める。

第一百四十八条中「前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律を「旧賠償法」とし、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律を「新賠償法」と改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

施行日前に和解の仲介(前条の規定による

改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という)第十八条第一項に規定する和解の仲介をいう)の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の

原子力損害の賠償に関する法律(次項において「新賠償法」という)第十八条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

五百五十六条及び第五十七条を削り、第一百五十八条を第百五十六条とし、第五十九条を第五十七条とし、第七章中同条の次に次の二条を加える。

(原子力損害の賠償に関する法律の一一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十八条 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の」を削る。

第百五十九条 削除
(政令への委任)

第八条 附則第二条、第四条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、原子力事業者に対する損害賠償実施方針の作成及び公表の義務付け、原子力事業者による特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金

の貸付制度の創設、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中斷の特例に関する規定の新設、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原案の目的及び要旨
本案は、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護の実施するため、東京電力株式会社の保護に万全を期するため、東電福島第一原子力発電所において発生した事故(以下「東電福島原発事故」という)における対応のうち、一般的に実施することが妥当な措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力事故が発生した場合に、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るために備えとして、あらかじめ、原子力事業者に対して、損害賠償措置の概要等を定めた損害賠償の実施のための方針の作成及び公表を義務付けること。

2 和解等に基づく本賠償開始前の被害者への賠償を早期に実施するため、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度を創設すること。

3 原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合(当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る)において、当該和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、当該和解の

仲介の申立ての時に、訴えの提起があつたものとみなすこと。

4 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成四十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用すること。

5 この法律は、平成三十二年一月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討を踏まえ、万が一、原子力損害が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・市民クラブ及び国民民主黨・無所属クラブの提案に係る各修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成三十年十一月二十一日
文部科学委員長 龍岡 健民
衆議院議長 大島 理森殿
地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三十年十一月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

(選挙の期日)

第一条 平成三十一年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかるわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成三十一年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区(次項及び第七条第一項において「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十一日とする。

2 平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(次条第一項第三号及び第七条第二項において「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月六日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十一日可印

平成三十一年十一月二十二日 衆議院会議録第八号

發行所
二東京一 獨番五都港五 立石五都港五 該法人國立印 刷局
電話
03 (3587) 4294
定 價
本冊一部 (本体 二三六円 二三〇巴)